NEWS
ニュース

緑を増やす取り組みを応援します

生け垣の新設と屋上・壁面の緑化に補助

問/公園緑地課 ☎027-321-1272

生け垣の設置　屋上や壁面の緑化

生け垣の設置や、屋上や壁面などを緑化する際の、費用の一部を補助しています。事前に補助が受けられるかどうかを相談してください。

申し込み方法など詳しくは、市ホームページで確認してください。

生け垣の設置

対象 道路に面する部分や隣地との境界に、1mごとに2本以上植栽をした延長5m以上の生け垣 **補助金額** 生け垣の延長1mにつき2,000円(上限5万円、ブロック塀を取り壊して設置した場合は別途2万円)

屋上や壁面の緑化

対象 次の全てに当てはまるもの①屋上やベランダ、壁面に新たに緑化する面積が3㎡以上②都市計画区域内の用途地域内の建築物③建築基準法やその他の法令などに適合し、屋上や壁面の緑化工事に耐えられる④国や地方公共団体などが所有する公共施設以外の建築物⑤販売を目的とした建築物でない **補助金額** 屋上緑化＝補助対象となる経費の2分の1に相当する額か、1㎡当たり1万円をかけた額のどちらか少ない方(上限50万円) 壁面・ベランダ緑化＝補助対象となる経費の2分の1に相当する額か、1㎡当たり5,000円をかけた額のどちらか少ない方(上限30万円)

市民税非課税世帯が対象

介護サービス費などを軽減

問/介護保険課 ☎027-321-1250

施設入所時の食費と居住費の負担を軽減

市民税が非課税の世帯の人が、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などへ入所(ショートステイを含む)している場合、本人の所得状況などに応じて施設でかかる食費や居住費(滞在費)が軽減されます。費用の軽減には、介護保険負担限度額認定証が必要です。

現在、同認定証の交付を受けていて、上記の施設の利用実績がある人に、更新の通知と申請書を6月22日に送付しました。更新を希望する人は、8月31日(月)までに申請してください。

限度額認定証

新たに同認定証の交付を希望する人は、市役所2階介護保険課か各支所市民福祉課で申請を受け付けています。同認定証の有効期間は、申請をした月の1日から翌年7月31日です。

介護サービスなどの支払いを軽減

市民税が非課税の世帯の人で、預貯金が一定の額以下などの要件に該当する人は、介護サービスに対する費用などが軽減される場合があります。対象となるのは、社会福祉法人が運営する介護施設などが行うサービスに対する費用や食費、自宅での食事や入浴の介助、日帰りのリハビリテーションなどの居宅サービスに対する利用者負担額などです。要件はそれぞれ異なるので、新たに申請する人は、事前に問い合わせてください。

第1期の納期限は7月31日です

介護保険料額決定通知書を発送

問/介護保険課 ☎027-321-1219 か各支所市民福祉課

65歳以上の人を対象に、介護保険料額決定通知書を7月7日(火)に発送します。年金受給額が年額18万円以上の人は、年金から天引きされます。天引き以外の人は、納付書や口座振替で納付してください。納付書の第1期の納期限は、7月31日(金)です。納付書払いの人で第2期以降に口座振替で納付を希望する人は、取扱金融機関で申し込んでください。天引きの場合、納付方法の変更はできません。

介護保険料額決定通知書と納付書の様式が変わります

保険料額などの記載位置や文字の大きさなどを変更しました。

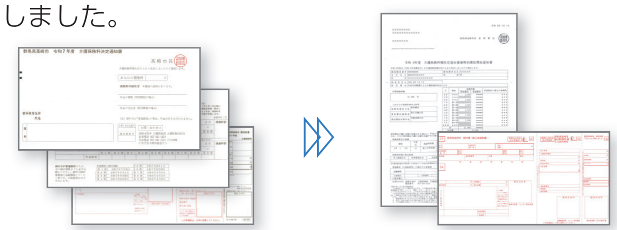

旧様式　新様式

介護保険料の減免

災害で住宅などに著しい損害を受けた、倒産や解雇の影響で収入が著しく減ったなどの理由で保険料の納付が困難なときは、減免制度を利用できる場合があります。第1期からの減免を希望する人は、7月31日までに、市役所2階介護保険課か各支所市民福祉課で申請してください。

もしもの災害に備え

新たな防災資機材を導入しました

問/防災安全2課 ☎027-321-1171

本市では、能登半島地震での教訓を踏まえ、女性目線での避難所環境の改善に取り組んでいます。

今年度は、災害時の避難所で授乳やおむつ交換、着替えなどに困る女性や乳幼児のプライバシーと安全を守る、完全個室型の可搬式ベビーケアルーム6台を新たに導入しました。ベビーケアルームは、吉井支所や道の駅くらぶち小栗の里など市内6か所の施設に設置し、平常時から活用。災害時には必要に応じて、避難所などへ移動させて使用します。

他にも、市有施設の福祉避難所に自動ラップ式トイレやダンボールベッド、パーテーションテントを配備。また、孤立集落対策として、発電機や非常用浄水器などを整備し、活用します。

導入したベビーケアルーム。ソファやベッドとして利用できる他、体重測定もできます

市内全域を点検します

上下水道総点検7か年計画を実施

問/水道局工務課 ☎027-321-1284
下水道局維持管理課 ☎027-321-1290

近年、上下水道管の破損などにより、道路の陥没事故や大規模な断水が全国的に発生しています。これを受け、市は今年度から7年かけ市内全ての水道管2,600kmと下水道管1,600kmの点検を実施。漏水などのリスクが想定される場所については修繕を行います。

上水道の点検方法

水道管の異音を聞き取る音聴棒や漏水探知機などを使用し、漏水調査を実施します。

下水道の点検方法

マンホールのふたを開け、有毒ガス検知器や目視による点検、カメラなどを使った管路の点検を実施します。

全国的に感染者が増えています

麻しん・風しんの予防接種を忘れずに

問/保健予防課 ☎027-381-6112

全国的に麻しん(はしか)の感染者数が増えており、海外から持ち込まれて国内で感染が広がる事例が報告されています。6月には、市内でも12年ぶりに麻しんの患者が確認されました。

麻しんの感染予防には、2回の予防接種が最も有効です。母子手帳で接種歴を確認し、2回接種していない人は、予防接種を検討してください。海外渡航後、発熱や発疹など麻しんを疑う症状が出た場合は、必ず事前に医療機関へ電話し、医療機関の指示に従って受診してください。移動時には、可能な限り公共交通機関の利用を避けてください。

1歳と来年小学校へ入学する子どもの無料ワクチン

市は、1歳と小学校就学前の1年間の子どもを対象に、麻しん風しん混合ワクチンの予防接種を無料で行なっています。

予防接種が受けられる医療機関は、4月に郵送した予診票に同封の通知や市ホームページで確認できます。市外の医療機関で接種する場合は、事前に問い合わせてください。

麻しん風しんの予防接種の特例措置

令和4年4月2日から令和5年4月1日生まれか平成30年4月2日から平成31年4月1日生まれで、ワクチンの供給量が不足していたため接種を受けられなかった人は、令和9年3月31日まで無料で受けられます。

市民サービスの向上と経費縮減に向けて

市有施設の指定管理者を募集します

問/下記のとおり

来年4月から下記の施設を管理する、指定管理者を募集します。申請方法など詳しくは、募集要項を確認してください。募集要項は、7月10日(金)まで市ホームページからダウンロードできる他、各問い合わせ先でも配布しています。

申請後、選定委員会で審査を行い、市議会の議決により指定されます。個人での申請はできません。

参加表明書提出期限 7月21日(火) **対象施設** ①シルバーセンター田町②金古運動広場 **説明会** ①8月4日(火)②7月29日(水) **申請書提出期間** ①8月24日(月)～31日(月)②8月21日(金)～31日(月) **問い合わせ先** ①社会福祉課(☎027-321-1243)②スポーツ課(☎027-321-1296)